

慶應義塾知的財産権調停委員会規程

平成15年8月22日制定
平成17年2月22日改正
平成22年3月24日改正
平成23年2月8日改正
平成27年2月17日改正
2023年3月24日改正

(設置)

第1条 慶應義塾に、慶應義塾知的財産権調停委員会（英文名称：Intellectual Property Mediation Committee, 以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、慶應義塾発明取扱規程第16条に基づく発明等について義塾に承継するものの特定にかかる異議申立てについて、公正に調停を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 ① 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 研究担当常任理事 1名
- 2 慶應義塾教員のうちから、研究担当常任理事が指名した者 2名
- 3 研究担当常任理事が推薦した塾外の弁護士および弁理士 各2名

② 前項の各委員は、塾長がこれを任命する。

③ 委員の任期は2年とし重任を妨げない。ただし、欠員補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 ① 委員会に委員長を置き、研究担当常任理事がこれに当たる。

② 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

③ 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 ① 委員長は、発明者から慶應義塾発明取扱規程第16条に基づく異議申立てがあったときは、すみやかに委員会を開催する。

② 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

③ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(委員の除斥等)

第7条 ① 委員会の委員は、自己の利害関係のある案件の審議に加わることができない。

② 委員会の委員が調停の公正を害するおそれがあるときは、当事者である異議申立人または慶應義塾大学イノベーション推進本部（以下、「イノベーション推進本部」という。）本部長は、委員長に対し忌避の申立てをすることができる。

(調停の報告)

第8条 委員長は、調停が終了したときは、遅滞なくその結果を、理由を付して当事者に通知するものとする。

(調停結果に従う義務)

第9条 調停が終了したときは、異議申立人またはイノベーション推進本部本部長はその調停結果に従わなければならない。

(活動報告)

第10条 委員長は、委員会の活動状況をイノベーション推進本部本部会議に報告することを要する。報告の方法等は別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、慶應義塾学術研究支援部が行う。

(実施細則)

第12条 委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、塾長が決定する。

附 則

① この規程は、平成15年10月1日から施行する。

② この規程は、施行後3年を目途に見直すものとする。

附 則 (平成17年2月22日)

① この規程は、平成17年4月1日から施行する。

② この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

附 則 (平成22年3月24日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月8日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月17日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。